Q&A　児童扶養手当に関する「よくある質問」

同居家族や同住所の住人を確認するのはなぜ？

民法第 877 条第 1 項に定める「扶養義務者」を確認するためです。扶養義務者は生計をともに維持する者であるために前年の所得が「支給の制限」に該当するかも確認することになります。
　※児童扶養手当法第９条

交際相手との同居の有無や定期的な訪問を聞くのはなぜ？

児童扶養手当法の「婚姻」には法律上の婚姻のほか、届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある事実婚も含むからです。
　※児童扶養手当法第３条第３項
定期的な訪問および生計費の補助がある場合は、生計同一関係や事実婚の調査をさせていただきます。
　※児童扶養手当法第２９条

養育費をもらっているかどうか聞くのはなぜ？

対象児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、受給資格者の所得としてその８割を算定することになっているからです。
　※児童扶養手当法第９条第２項

無職で収入がないのですが税の申告は必要？

無職であっても確定申告（他収入があった、一時期サラリーマンだったなど）または市県民税の申告をしていただかないと正しい手当の支給額の判定ができません。児童の扶養申告も含めて申告がないと各種手当にも影響しますので必ず行ってください。

その他不明点は子育て支援課（TEL0532-51-2320）までお電話ください。